

住民協働推進に関する施策展開の方向

住民協働の推進に当たっては、第 3 章に掲げた 3 つの「基本的視点」に基づくとともに、特に市民活動団体等との対等なパートナーシップを構築し、積極的な連携・協力を進めていくことに留意し、また、市民活動団体等の組織としての成熟度などを十分に踏まえ、次に掲げる 3 つの施策展開の方向に沿って、施策の効果的かつ重点的な推進を図ります。

1 住民協働を推進する上での基本的な考え方

住民協働を推進するために、住民自治の本来の在り方を踏まえ、町民と行政とが互いに尊重すべき事柄などを「住民協働推進指針」として定め、協働を幅広い分野に広める施策を展開するとともに、協働の実効性を高める取組を進めます。

(1) 住民協働の基本理念を定めます。

「住民協働推進指針」の策定

(パートナーシップの確立、相互理解と共通認識、自主性・主体性の尊重)

(2) 住民協働の趣旨・施策を広めます。

ア 情報の共有化

イ 環境の整備

ウ 人材の育成

エ 機会の拡大

(3) 住民協働の実効性を高めます。

ア 啓発活動

イ 体制づくり

ウ 指針の見直し

エ 条例の制定検討

2 住民協働の基本理念を定めます。【定める】

住民協働を推進する上での基本的考え方（基本方針）、住民協働の進め方（手順、方策、ルール等）などを定めた「住民協働推進指針」を庁内協議及び町民の意見（「住民協働町民推進会議」、パブリックコメント等）を踏まえて策定します。

(1) パートナーシップの確立

町民と行政とは、より良い公共サービスを実現するという共通の目的を達成するためのパートナーです。

町民と行政とがそれぞれの役割を担い、相互に補完しながら住民協働を進めます。

(2) 相互理解と共通認識

町民と行政とが相互の特性を理解しあい、協働によるまちづくりの趣旨について共通認識を深めます。

その上で、町民は知恵や技術、経験などを生かして、まちづくりの企画・立案、事業の実施、評価の各段階に進んで参加し、行政は豊富な情報を積極的に提供し、町民と共にまちづくりを進めます。

(3) 自主性・主体性の尊重

町民は、これまでも自らの意思と責任に基づく様々な活動を展開し、まちづくりに貢献してきました。

行政は、こうした町民の自主性・主体性を尊重し、これからも相互に協力しながら住民協働を進めます。

3 住民協働の趣旨・施策を広めます。【広める】

住民協働の基本理念を踏まえて、次に掲げる方策により、住民協働の趣旨・施策を広めます。

(1) 情報の共有化

町の事務・事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などを広報紙やホームページなどの様々な媒体を活用して、わかりやすい情報提供をさらに進めます。

このため、町の施策や各種計画づくりに町民の意見等を反映させるための仕組みとして、パブリックコメント制度を生かします。

また、開かれた町民主役のまちづくりを進めるために、公募等によるモニター制度の充実を図り、生活者の視点での地域からの声を幅広く町政に反映します。

(2) 環境の整備

ア 地域への職員等の派遣制度（「地域懇談会」及び「職員出前講座」）の活用

町民と行政とが互いに理解しあい、両者の距離を縮めることにより、身近な行政運営を進めるため、地域への職員等の派遣制度（「地域懇談会」及び「職員出前講座」）を生かします。

イ 地域活動への支援充実

地域の自主的な活動を促進するため、ボランティア団体等の育成、連携を図りながら地域活動への支援を充実します。

(ア) 「ボランティア・コーディネートシステム（仮称）」の検討・構築

ボランティア関連の情報提供や情報交換ができる場（町ホームページの活用等を含む。）を構築するとともに、町民の活動意欲や能力をボランティア活動等に生かすためのボランティア・コーディネートシステムを検討・構築します。

(イ) 「ボランティア活動促進指針（仮称）」の検討・策定

ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリー

ダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討します。

(ウ) 「地域活動事業費補助制度(仮称)」の確立

地域団体等が行う防犯、環境、交通安全、子育て支援、高齢者支援などの事業の実績に見合った事業費補助制度を確立し、地域活動への支援を充実させることにより、地域の自主的な活動の促進を図ります。

(3) 人材の育成

ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリーダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討します。

また、住民協働を推進する上で最も重要な項目の一つである町職員の住民協働に対する意識の醸成、知識の蓄積等を促すため、住民協働職員研修会を開催します。

(4) 機会の拡大

自主的活動や協働の取組への関心を高めるため、各種イベント、研修会、講座などを開催し、協働のきっかけづくりを進めます。

また、「職員出前講座」、「地域懇談会」及び「パブリックコメント」を活用し、町民に町の事務事業や町政情報を説明・提供するとともに、町民の町政に対する意見等を積極的に聴き、町民の幅広い参加や協働を促進します。

4 住民協働の実効性を高めます。【高める】

当町の住民協働の取組は始まったばかりであり、一朝一夕で進むものではありません。町民の自主性・主体性を尊重し、継続的に長期的な視点で住民協働の趣旨・施策を広めながら、住民協働の実効性を高めていきます。

(1) 啓発活動

まちづくりは、行政や特定の町民だけが担うものではなく、様々な町民との連携・協力が不可欠です。

住民協働に対する理解と実践する意識を高めるため、あらゆる機会を通して啓発に努めます。

(2) 体制づくり

ア 「住民協働町民推進会議」の運営

町民の視点で住民協働の在り方や町民が主体的に担うことが望ましい公共分野などを検討するとともに、町が行う住民協働施策に対して意見等を提言する「住民協働町民推進会議」を効果的に運営します。

イ 「住民協働庁内検討会議」の運営

町職員を構成員とし、行政活動における住民協働の在り方や方法などを検討し、住民協働施策の進行管理を行うとともに、住民協働に対する職員の知識向上や意識改革を促す「住民協働庁内検討会議」を効果的に運営します。

ウ 「Let's庁内プロジェクト」の運営

職員の意欲やアイデアなどを生かした住民協働施策を企画立案し、事業を継続的・発展的に実施するための「Let's庁内プロジェクト」を効果的に運営します。

(3) 指針の見直し

当町の住民協働の取組は始まったばかりであり、確固たる形が確立しているわけではありません。今後の進ちょく状況や先進事例等を参考に、時勢に合った適切な指針となるよう必要に応じた見直しを行います。

(4) 条例の制定検討

自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを規定した自治基本条例（仮称）について、協働施策の取組状況、協働意識の定着状況、気運の高まりなどを総合的に勘案し、時勢を見ながらその制定に向けた検討を行います。